

自己チェックシート(居宅訪問型用)

記入日

住所

氏名

TEL

《自己チェックシートについて》

・本シートは、認可外保育施設指導監督基準(以下、「指導基準」とする。)に基づき、保育を実施できているかを確認するものです。

・また、貴施設が無償化対象施設の場合は、以下の法令・基準を満たしているかの確認も兼ねております。

※子ども・子育て支援法

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(以下、「運営基準」とする。)

・別紙「提出書類一覧」のとおり本シートと併せて提出いただく書類もございますのでご注意ください。

・本シートを当課へ提出後、必要に応じて、指導・助言のため、連絡しますことを予めご承知おきください。

《点検方法》

・チェック内容について実施している場合⇒点検結果の項目の「適」に○

・実施していない場合⇒「否」に○

・該当しない項目⇒「適・否」に取り消し線(例: 適-否)

調査事項	チェック内容	点検結果
保育に従事する者の数 (指導基準第1の1)	・乳幼児の数が1人を超えていない。 ※兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは除く。	適・否
保育に従事する者の有資格者の数 (指導基準第1の2・運営基準第61条第1項)	・有資格者(保育士又は看護師)である、又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了している。 ●提出資料有り	適・否
保育士の名称 (指導基準第1の3)	・保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していない。	適・否
事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼 (指導基準第2の1)	・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けている。	適・否
	・玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めている。	適・否
防災上の必要な措置の実施 (指導基準第3の1)	・地震、火災等の災害発生時における対処方法等(避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。)について検討し、実施している。 (具体的取組) ※例:利用者との面談を行い、避難経路や消火用具、利用者との連絡手段を確認し、書面へ記録している。また、自治体のハザードマップを活用の上、付近の避難所等、利用者とも確認し合っている。	適・否
	【ベビーシッターを複数雇用する事業者のみ】 上記の対処方法等について、業務マニュアルを整備し、雇用するベビーシッターへ周知の上、定期的な訓練をしていますか。 ●提出資料有り	適・否

調査事項	チェック内容	点検結果
保育の内容 (指導基準第5の1)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育が行われている。 ・乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされている。 ・乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されている。 ・乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていない。 (具体的取組) ※例:利用者と面談を行い、保育所保育指針等を参考に、預かるお子さんの状況や注意点、対応方法を、利用者と確認し合い、書面に記録のうえ、利用者で共通認識をもって、保育実施している。	適・否
	【ベビーシッターを複数雇用する事業者のみ】 上記の事項が行われるよう業務マニュアルを作成し、雇用するベビーシッターへ周知しているか。 ●提出資料有り	適・否
保育に従事する者の保育姿勢等 ①保育に従事する者の人間性と専門性の向上 (指導基準第5の2(1))	<ul style="list-style-type: none"> ・保育に当たっての基本姿勢(子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等)を理解し、十分な取組が行っている。 	適・否
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育に従事する者に関する研修を受講している。 ※研修については、保育に従事する前に受講することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。	適・否
	(研修名) (受講年月日)	
保育に従事する者の保育姿勢等 ②乳幼児の人権に対する十分な配慮 (指導基準第5の2(2))	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされている。 (具体的取組) ※例:利用者で面談を行う際に、保育所保育指針等を参考に、利用者に対して、書面等を見せながら、自分が保育するうえで注意する点をお伝えし、利用者へ理解してもらったうえで、保育を実施している。また、利用終了後においては、利用者に対してお子さんの状況を確認してもらったうえで、保育時のお子さんの状況・具合を説明、利用者から質問があれば、適切に対応している。	適・否
保育に従事する者の保育姿勢等 ③児童相談所等の専門的機関との連携 (指導基準第5の2(3))	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関へ通告している。 	適・否
保護者との連絡等 ①保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施 (指導基準第5の3(1))	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳等により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡する等、可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけている。 	適・否
保護者との連絡等 ②保護者との緊急時の連絡体制 (指導基準第5の3(2))	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握し、書面等で記録している。 ※かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握し、書面等で記録している。 	適・否

調査事項	チェック内容	点検結果
食事の提供	・食事の提供を行っている。	適・否
【食事の提供を行う場合のみ回答】 給食 ①衛生管理の状況 (指導基準第6の1)	・食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的である。 (具体的取組)	適・否
【食事の提供を行う場合のみ回答】 給食 ②食事内容等の状況 (指導基準第6の2)	・乳児にミルクを与えた場合にゲップをさせることや、離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど、乳児に対する配慮を適切に行っている。 (具体的取組)	適・否
	・アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応を行っている。 (具体的取組)	適・否
乳幼児の健康状態の観察 (指導基準第7の1)	・預かりの際、十分に健康状態の観察(体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等)を行っている。また、連絡帳等により保護者から乳幼児についての報告を受けている。	適・否
	・引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察を十分に行っている。また、注意が必要である場合において、保護者等にその旨を報告している。	適・否
保育従事者の健康診断 (指導基準第7の2・運営基準第61条第1項)	・健康診断を1年に1回受けているか。 【以下、ベビーシッターを複数雇用する事業者の場合】 ・ベビーシッターを採用時及び1年に1回の健康診断を実施していますか。 ※雇用する従業員への健康診断は、労働安全衛生法上で義務づけられており、違反した場合は50万円以下の罰金刑の対象となることに留意してください。 (医療機関名) (受診日)	適・否
	・食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施している。 (医療機関名) (受診日)	適・否
感染症への対応 (指導基準第7の3)	・手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じている。 (具体的取組)	適・否
乳幼児突然死症候群に対する注意 (指導基準第7の4)	・睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察している。 ●提出資料有り (具体的取組)	適・否
	・乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせている。(医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く。)	適・否
	・保育中は禁煙を厳守している。	適・否

調査事項	チェック内容	点検結果
<p>安全確保 (指導基準第7の5・運営基準第61条第1項)</p>	<p>・以下の事項について理解し、取組を行っている。 (1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認 (3) 室内、室外の安全確認 (4) ケガや急病等における応急手当の方法(実践) (5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等 (6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法 (7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制 (8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告 ●提出資料有り</p> <p>(具体的取組) ※例:事故防止・防犯・安全最優先の観点にて、保育を実施するあたりの各種(様々な場面を想定した)点検チェックリストを作成し、利用者へ説明・確認のうえ、保育実施前に確認している。また、自治体からの通知等を踏まえ、点検チェックリストの内容や確認手段・方法は、定期的に更新している。事故や災害発生時等の緊急時においては、利用者に対応方法等を確認のうえ、書面等に記録している。最後に、日々の保育での気づきの振り返りや、救急手当等の方法、保育に関する研修を、上記も含めて安全計画内で整理の上、定期的実施するようにしている。</p>	<p>適・否</p>
	<p>・事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講している。 ●提出資料有り</p>	<p>適・否</p>
	<p>・賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えている。 ●提出資料有り</p>	<p>適・否</p>
	<p>・事故発生時には速やかに当該事実を都道府県等に報告している。</p>	<p>適・否</p>
	<p>・事故発生時には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録している。</p>	<p>適・否</p>
<p>施設及びサービスに関する内容の提示 (指導基準第8の1)</p>	<p>・以下の事項について、書面等による提示等をしている。 (1) 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 (2) 事業所の名称及び所在地 (3) 事業を開始した年月日 (4) 保育提供可能時間 (5) 提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 (6) 利用定員 (7) 設置者の資格(保育士・看護師)の保有状況 (8) 設置者の研修の受講状況 (9) 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 (10) (提携している場合は)提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 (11) 緊急時等における対応方法 (12) 非常災害対策 (13) 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>適・否</p>

調査事項	チェック内容	点検結果
サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付 (指導基準第8の2)	・以下の事項について、利用者に書面等により交付している。 (1)設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 (2)当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 (3)事業所の名称及び所在地 (4)事業所の管理者の氏名及び住所 (5)当該利用者に対し提供するサービスの内容 (6)保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 (7)(提携している場合は)提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 (8)利用者からの苦情を受け付ける連絡先	適・否
サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明 (指導基準第8の3)	・サービスを利用するための契約の内容等について、適切に説明を行っている。	適・否
利用乳幼児に関する書類等の整備 (指導基準第9の1・運営基準第54条)	・利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類を整備している。	適・否
【ベビーシッターを複数雇用する事業者のみ回答】 雇用するベビーシッターに関する書類等の整備 (指導基準第9の2・運営基準第61条第1項)	・雇用するベビーシッターの氏名、連絡先、資格を証明する書類の写し、採用年月日等が記載された帳簿等がありますか。 ・労働者名簿、賃金台帳等、労働基準法で備え付けが義務になっている帳簿等がありますか。	適・否 適・否
【以下の設問は、貴施設が「無償化対象施設」の場合に回答をお願いします。】		
利用者への説明 (運営基準第55条)	・特定費用の用途、額、徴収理由について書面により明示し、利用者の同意を得たうえで、保育を実施している。	適・否
領収書の交付 (運営基準第56条)	・保護者に対し、利用料と特定費用の額を分けて記載した領収証を交付している。	適・否
提供証明書の交付 (運営基準第56条)	・保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、支援内容等を記載した提供証明書を交付している。	適・否
情報提供に関する同意書 (運営基準第60条第3項)	施設等が小学校、他の特定子ども・子育て支援施設等その他の機関に対して児童に関する情報を提供する際には、あらかじめ保護者との間で書面により同意を得る必要があることを認識している。また、当該事案が生じた場合は、保護者から同意書を得ている。	適・否
会計に関する記録 (運営基準第61条第1項)	・会計に関する諸記録があるか。 ・出納管理簿等事業の収支等の記録	適・否
保護者に関する市への通知 (運営基準第58条)	保護者が偽り、その他不正な行為によって施設等利用費の支給を受けたとき、または受けようとしたときは、すみやかに市に通知(または連絡)している。	適・否
平等の原則 (運営基準第59条)	児童の国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしていないか。	適・否
秘密保持 (運営基準第60条第1項及び第2項)	施設等の職員及び管理者並びに職員であった者が、業務上で知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしていない。	適・否
記録の整備 (運営基準第61条第2項)	「特定子ども・子育て支援の提供の記録」及び「保護者に関する市への通知(※保護者が偽り、その他不正な行為によって施設等利用費の支給を受けたとき、または受けようとしたときの通知を指す)」に関する記録を完結の日から5年間保管している。	適・否